

2025年9月11日

各 位

会 社 名 ユーソー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 長竹 克仁
(コード番号：431A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 常務執行役員 CFO 小林 寿之
(TEL. 03-5388-5300)

自己株式の処分並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025年9月11日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う公募による自己株式の処分並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による自己株式の処分の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 50,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(2025年9月30日の取締役会で決定する。)
- (3) 払 込 期 日 2025年10月16日(木曜日)
- (4) 募 集 方 法 処分価格(募集価格)での一般募集とし、野村證券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は処分価格(募集価格)と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この公募による自己株式の処分を中止する。
- (5) 処 分 価 格 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2025年10月7日に決定する。)
(募 集 価 格)
- (6) 申 込 期 間 2025年10月8日(水曜日)から
2025年10月14日(火曜日)まで
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 株 式 受 渡 期 日 2025年10月17日(金曜日)
- (9) 前記各項を除くほか、この公募による自己株式の処分に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出し届出目論見書(及び訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 2,265,000株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都渋谷区
福富七海 1,100,000株
東京都千代田区大手町1丁目9番2号
三井物産企業投資投資事業有限責任組合 955,900株
東京都千代田区大手町1丁目9番6号 大
手町フィナンシャルシティ サウスタワー
株式会社日本政策投資銀行 209,100株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村証券株式会社、大和証券株式会社、株式会社SBI証券、楽天証券株式会社、丸三証券株式会社、東海東京証券株式会社、マネックス証券株式会社、東洋証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、極東証券株式会社、岡三証券株式会社、水戸証券株式会社、松井証券株式会社及びあかつき証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における処分価格(募集価格)と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 347,200株(上限)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目13番1号
野村証券株式会社 347,200株(上限)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における処分価格(募集価格)と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 第三者割当による自己株式の処分の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 347,200株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1.における払込金額と同一とする。)
- (3) 申 込 期 日 2025年11月17日(月曜日)

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (4) 払 込 期 日 2025年11月18日(火曜日)
- (5) 割 当 方 法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本第三者割当による自己株式の処分を中止する。
- (6) 割 当 価 格 未定(上記1.における引受価額と同一とする。)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 前記申込期日までに申込みのない株式については、本第三者割当による自己株式の処分を打ち切るものとする。
- (9) 前記各項を除くほか、本第三者割当による自己株式の処分に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 上記3.に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当による自己株式の処分も中止する。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による自己株式の処分及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 50,000 株

② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し

2,265,000 株

オーバーアロットメントによる売出し

347,200 株

(※)

(2) 需要の申告期間 2025年10月1日(水曜日)から
2025年10月6日(月曜日)まで

(3) 価格決定日 2025年10月7日(火曜日)
(処分価格(募集価格)及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 2025年10月8日(水曜日)から
2025年10月14日(火曜日)まで

(5) 払込期日 2025年10月16日(木曜日)

(6) 株式受渡期日 2025年10月17日(金曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である福富七海(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年9月11日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式347,200株の第三者割当による自己株式の処分(以下、「本件第三者割当」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、2025年10月17日から2025年11月13日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数が減少する、又は自己株式の処分そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	869,000株
公募による自己株式の処分株式数	50,000株 (注)
公募による自己株式の処分後の自己株式数	819,000株

(注) 今回の公募による自己株式の処分に当たり、発行済株式総数は変動いたしません。

3. 今回の第三者割当による自己株式の処分による自己株式数の推移

公募による自己株式の処分後の自己株式数	819,000株
第三者割当による自己株式の処分株式数	347,200株 (注)
第三者割当による自己株式の処分後の自己株式数	471,800株

(注) 第三者割当による自己株式の処分株式数及び第三者割当による自己株式の処分後の自己株式数は、上記「4. 第三者割当による自己株式の処分の件」の募集株式数の全数に対して、野村証券株式会社から申し込みがあり、自己株式の処分がなされた場合の数値であります。

4. 増資資金の使途

今回の公募による自己株式の処分における手取概算額 79,860 千円 (*) は、第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限 610,099 千円 (*) と合わせて、

運転資金として①人材確保のための人件費及び②広告宣伝費並びに③システム開発費に充当する予定であります。

具体的な資金使途及び充当期は、以下のとおりであります。

① 人材確保のための人件費

当社の成長戦略において、優秀な人材の確保及び育成は最重要課題の一つであります。特に、SaaS (注1) プロダクトの開発・改善を担うエンジニア人材や、インサイドセールス (注2)、カスタマーサクセス (注3) などの営業・運用体制強化を図るための人件費に 400,000 千円 (2025 年 12 月期: 200,000 千円、2026 年 12 月期: 200,000 千円) を充当する予定であります。急拡大する市場ニーズに対応するべく、組織のスケールアップを推進してまいります。

② 広告宣伝費

(注) 1. SaaS (サーブ) : 「Software as a Service」の略で、「サービスとしてのソフトウェア」を意味し、インターネット経由で利用できるクラウド上のソフトウェア、またその提供形態を指します。

2. インサイドセールス: 顧客先を訪問せず、メール、電話、ウェブ会議システムなどの遠隔手段を用いて行う、内勤の営業活動を指します。

3. カスタマーサクセス: 単にサービスを販売して終わりではなく、その後の情報提供やサポートを継続することで顧客の成長や成功を促し、顧客と企業の双方の利益を両立させることを目指します。

② 広告宣伝費

当社サービスの更なる認知向上及び顧客基盤の拡大を目的として、これまでのテレビCM、タクシーCM、デジタル広告 (サイネージ広告、SNS 広告等) を中心に、200,000 千円 (2025 年 12 月期: 100,000 千円、2026 年 12 月期: 100,000 千円) を充当する予定であります。ターゲティング精度を高めたマーケティング施策を展開してまいります。また、展示会やウェビナー等を活用したリード獲得活動の強化、ナーチャリング施策への投資も実施し、広告効果最大化を目指します。

ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書 (及び訂正事項分)」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

③ システム開発費

企業データベースプラットフォームの競争力強化および差別化に向けたプロダクト開発及び運用費 89,959 千円（2025 年 12 月期：39,959 千円、2026 年 12 月期：50,000 千円）を充当いたします。具体的には、データ収集・精度向上のための自動化技術の導入、ユーザーインターフェースの改善、API（注）や外部ツールとの連携機能拡充、さらには将来的な AI 活用に向けた基礎開発などが対象となります。これにより、顧客の利便性向上と継続利用率の改善を図り、中長期的な売上成長を支えてまいります。

（注）API：ソフトウェアやプログラム、web サービスの間をつなぐ「インターフェース」のことです。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

—
*有価証券届出書提出時における想定処分価格 1,910 円を基礎として算出した見込額であります。

5. 株主への利益配分

（1）利益配分の基本方針

今後の配当政策の基本方針としては、財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

（2）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤の強化を図りながら、優秀な人材の採用等の必要運転資金や、今後予想される経営環境の変化に対応するための資金として、有効に活用していく方針であります。

（3）今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当社は、企業価値の向上を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、当社は設立以来現在まで配当を実施しておらず、今後も当面は内部留保の充実を重視する方針です。将来的には、毎事業年度の経営成績及び財政状態を勘案しながら、株主に対して増配又は株式分割等により、利益還元を実施することを考えておりますが、現時点においては、具体的内容及び実施時期について決定しておりません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
1株当たり当期純利益	9,300.53円	9.56円	81.12円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	3.7%	3.8%	27.1%
純資産配当率	－%	－%	－%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載していません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。
4. 当社は、2025年7月10日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、2023年12月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 上記4.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2022年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2022年12月期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
1株当たり当期純利益	9.30円	9.56円	81.12円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

6. ロックアップについて

上記1.の公募による自己株式の処分並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である福富七海、売出人である株式会社日本政策投資銀行並びに当社株主である株式会社ゼンリンは、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2026年4月14日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、上記2.の引受人の買取引受による売出し及び上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、売出人である三井物産企業投資投資事業有限責任組合は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の2026年1月14日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

却等（ただし、上記 2. の引受人の買取引受による売出し等は除く。）を行わない旨合意しております。

さらに、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2026 年 4 月 14 日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記 1. の公募による自己株式の処分、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び上記 3. のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2025 年 9 月 11 日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

7. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）「5. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。